

政務活動費の手引き

三重県伊賀市議会 ㊦㊦㊦

平成30年4月1日改訂

目 次

第 1 章 政務活動費の概要

1	政務活動費とは	1
2	政務活動費交付の根拠となる法律、条例等	1
3	伊賀市議会政務活動費の交付に関する条例及び施行規則の概要	1
4	政務活動費による支出	2

第 2 章 政務活動費を充てることのできる経費の範囲

1	政務活動費の執行の原則	3
2	実費弁償の原則	3
3	按分の指針	4
4	政務活動費を充てることのできる経費の範囲	5
5	各支出項目の留意点	6

第 3 章 収支報告等

1	収支報告の提出	10
2	透明性の確保	10

第 4 章 税法上の取り扱い

< 関係資料 >

	地方自治法（第 100 条第 14～16 項）	11
	伊賀市議会政務活動費の交付に関する条例	12
	条例「様式第 1 号」	16
	条例「様式第 2 号」	17
	伊賀市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則	18
	規則「様式第 1 号」	21
	規則「様式第 2 号」	22
	規則「様式第 3 号」	23
	規則「様式第 4 号」	24
別紙 1	視察日程調整済報告書	25
別紙 2	伊賀市議会行政視察報告書	26
別紙 3	伊賀市議会研究研修報告書	27
別紙 4	政務活動費明細書	28
別紙 5	領収書等添付用紙	29
別紙 6	自家用車使用届（車賃計算書）	30

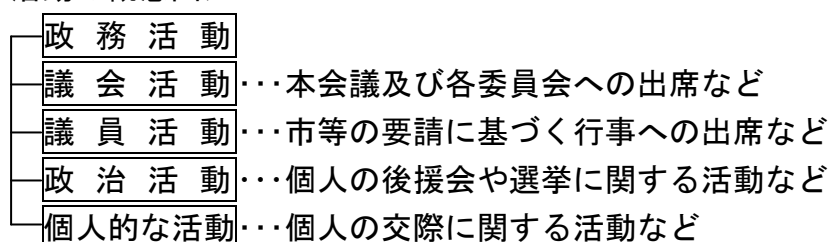
1 政務活動費とは

地方公共団体の自己の決定権、責任が拡大する中で、議会が担う役割は重要である。議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化することが不可欠で、議員の調査活動の充実強化が図られなければならないことから、平成12年、地方自治法の一部改正により政務調査費が法制化され、平成13年4月1日から施行された。

さらに、平成24年の「地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）」で、名称が「政務活動費」となるとともに、調査研究以外に「その他の活動」にも充てられるようになり、それを「充てることができる経費の範囲」を条例で定めなければならないとされた。

地方自治法第100条第14項から第16項までの規定に基づく、伊賀市議会政務活動費の交付に関する条例により、伊賀市議会議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、各種研修への参加等市政の課題及び市民に意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費として交付されるものである。

<議員の活動の概念図>



2 政務活動費交付の根拠となる法律、条例等

- (1) 地方自治法第100条第14～16項 (P11)
- (2) 伊賀市議会政務活動費の交付に関する条例 (P12～17)
- (3) 伊賀市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則 (P18～24)

3 伊賀市議会政務活動費の交付に関する条例及び施行規則の概要

(1) 対象及び額

基準日（各月1日）に在職する議員に、月額2万円を上・下半期に分けて交付。

(2) 申請

交付を受けようとするものは、毎年度4月5日までに議長を經由して市長に申請。

交付申請書：規則「様式第1号」

(3) 交付決定

市長が申請に係る議員に対して交付決定通知書を通知する。

交付決定通知書：規則「様式第2号」

(4) 請求及び交付

交付月の20日までに請求し、交付する。

交付請求書：規則「様式第3号」

(5) 政務活動費を充てることができる経費の範囲

支出できる経費は、伊賀市議会政務活動費の交付に関する条例別表による。

支出できる経費：5ページ記載のとおり

(6) 収支報告

政務活動費に係る支出に関する領収書又はこれに準ずる書類を添付した収支報告書を翌年度の4月10日までに議長に提出しなければならない。議長はその写しを市長に送付しなければならない。

収支報告書：条例「様式第1号、第2号」

(7) 政務活動費の返還

支出総額に残余がある場合は、その額を返還する。

(8) 収支報告書及び会計帳簿の保存

議長は、収支報告書を5年間保存する。

議員は、会計帳簿を5年間保存する。

4 政務活動費による支出

年度末までは議員個人用の政務活動費関係綴は議員個人で保管することとするが、議会事務局の棚に保管することもできる。支出の際には報告書または明細書を記入し、随時自身の綴へ綴る。

(1) 視察の流れ

視察日の3週間前までに、視察先、視察日、視察項目等を議会事務局へ申し出る。



議会事務局が視察先に確認をとり、議長決裁後、議長名で視察先の長へ依頼文を送付。行程表は添付しない。



事務局から議員へ「視察日程調整済報告書」(別紙1)を送付する。



議員が自ら切符等の手配をする。



視察



「伊賀市議会行政視察報告書」(別紙2)を議長に1ヶ月以内に提出。

※視察の資料があるか、視察の成果が記入されているか等確認。

(2) 領収書の添付

「伊賀市議会政務活動費明細書」(別紙4)に記入の上、領収書を支出項目別に「領収書等添付用紙」(別紙5)に添付。

※感熱紙の領収書及びレシートは、時間の経過により文字の判読が不明になりやすいためコピーとともに添付しておくこと。



各自で自身の綴に綴じ込んで保管。(後刻、コピーしやすいように、領収書は折ったり重ねたりしない)

(3) 政務活動費の通帳

通帳は自身で管理する。(年度末に精算が必要であることから、できれば新たに口座を開設されたい。)一品目ごとに支出しても、まとめて支出しても良い。通帳の審査はないが、年度終了時にはすべて出金し、翌年度の政務活動費の振込みになるのが望ましい。

第2章 政務活動費を充てることができる経費の範囲

政務活動費の支出にあたっては、法・条例・規則に基づき、適正に取り扱うこととなるが、支出できる経費の判断にばらつきが出ないように、事項別に考え、特に懸念される点等について解説するものとする。

1 政務活動費の執行の原則

政務活動費の執行にあっては、次に掲げる項目に留意し、議員の責任において、適切に取り扱う。

- (1) 政務活動(市政に関する調査研究その他の活動) 目的であること
- (2) 政務活動の必要性があること
- (3) 政務活動に要した金額や態様の妥当性があること
- (4) 適正な手続きがなされていること
- (5) 支出についての説明ができること

2 実費弁償の原則

政務活動は議員の自発的意思に基づき行うもので、法的に公務とは認められない。したがって、社会通念上妥当と判断される範囲を前提に、市政の調査研究その他の活動に要した費用の実費を弁償することを原則とする。

3 按分の指針

議員の活動は、議会活動、議員活動、政治活動や個人的な活動等多面的で、政務活動との両面を有することがあるため、按分基準の適用が考えられる。

したがって、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが不適当である場合は、総時間数と政務活動に要した時間数で按分することが必要である。しかしながら、一般的には区分することが困難な経費もあり、議員各人の責任において、以下の判例の按分率を参考に、社会通念上妥当と考えられる割合を判断すべきである。また、政務活動費明細書には領収書を添付し、按分割合を記載することとする。

【按分が好ましい経費】 インターネット利用料、備品購入、リース代など

政務活動費の裁判例における按分率例

	H24. 10. 18 高松高裁判決	H19. 12. 20 仙台高裁判決
●政務活動 ●それ以外の議員の活動 が並存する場合の按分率	1/3	1/2
●個人的な活動 ●政務活動 ●それ以外の議員の活動 が並存する場合の按分率	1/6	1/4
按分率が示された主な経費	インターネット利用料 事務機器購入 消耗品	備品購入 リース代

※厳しい按分率である高松高等裁判所判決【平成 24 年 10 月 18 日】（抜粋）

<資料作成費（インターネット通信費）>

インターネットの機能、用途を照らせば、調査研究以外の議員の活動にも利用されること、さらに自宅が事務所を兼ねている場合には私人としても利用されることが推認される。ただし、その利用料金は一般的には区分することが困難なものであるから、特段の事情もない限り、按分計算により調査研究と関係する部分を認定するのが相当である。

通常、調査研究活動が議員としての活動に占める割合は3分の1を下らない。また私人的な活動にも使用される場合は、政務調査研究と関係する部分は6分の1を下らない。

よって、自宅兼事務所でインターネット等を使用している議員は、支出の6分の1が、自宅と事務所が分離している議員は支出の3分の1が、調査研究と関係する部分として推認でき、政務調査費からの支出が認められる。それ以外の部分は使途基準に合致しない違法な支出である。

4 政務活動費を充てることのできる経費の範囲

伊賀市議会政務活動費の交付に関する条例第5条第2項の規定により、次の表の経費に充てることができます。

【支出できる経費】

項 目	内 容	主 な 例
調査研究費	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費	資料印刷費、調査委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等
研 修 費	議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費	講師謝金、会場費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等
広 報 費	議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費	広報紙・報告書等印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等
広 聴 費	議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費	資料印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等
会 議 費	議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費	会場費、資料印刷費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費	印刷製本代、翻訳料、消耗品、インターネット利用料等
資料購入費	議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費	書籍購入費、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等
人 件 費	議員が行う活動を補助する者を雇用する経費	給料、手当、賃金等
事務所費	議員が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費	事務所の賃借料、維持管理費、備品、文書通信費、事務機器購入、リース代等

【支出できない経費（主なもの）】

1. 議会活動の経費

本会議や各委員会への出席及び委員会における現地視察や行政視察などにかかる経費

（例）委員会所管事務調査（現地視察）で使用するための筆記用具（消耗品）
市議会会議用システムの利用に係るインターネット通信料

2. 議員活動の経費

市等の要請に基づく行事等への出席及び監査委員、一部事務組合議会の議員等として必要な会議への出席にかかる経費

（例）新消防庁舎落成式へ出席のため、庁舎への経路検索のためにかかるインターネット通信料

3. 政党活動に伴う経費

党費、党大会賛助金、党大会参加費、党大会参加に要する交通費等

4. 選挙活動に伴う経費

選挙事務所の経費、後援会に対する経費、演説会案内のポスター等

5. 交際的経費

餞別、見舞金、弔慰金、電報料、寄付金、広告料、パーティー券の購入、年賀状の購入及び印刷経費等

6. 個人的な用途に係る経費

名目のいかんにかかわらず、議員個人の利益とみなされるもの
携帯電話代、商品券、図書券、私用車のガソリン代等

7. その他の経費（条例別表に定めるもの以外）

宴会費、懇親会費、要望、陳情、宗教活動に伴う経費等

5 各支出項目の留意点

（1） 調査研究費

① 視察旅費等について

旅費については、伊賀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例に規定する額を上限とする。視察終了後は、「伊賀市議会行政視察報告書」（別紙2）を議長に1ヶ月以内に提出する。

ア) 領収書の添付について

・ 宿泊を伴う場合は、宿泊料の領収書（宿泊代と食事代の内訳がわ

かるもの)を添付すること。

- ・鉄道で特急料金等及び座席指定料金が発生した場合は、領収書を添付すること。(例：近鉄特急、新幹線など)
- ・航空機を利用した場合は、チケットの領収書等(航空運賃の記載のあるもの)を添付すること。

イ) 自家用車の使用について

公共交通機関の利用を原則とするが、公共交通機関を利用するよりも効率的かつ経済的であるなど合理的な理由がある場合は自家用車の使用を認め、自家用車を提供する者は次の経費を請求できるものとする。ただし、自家用車を使用する場合は、事前に議長へ「政務活動費自家用車使用届」【別紙6】を提出しなければならない。

ガソリン代

出発地から到着地までの距離により、国土交通省が公開する「自動車の燃費性能に関する公表」の燃費値に基づきガソリンの使用量を算出し、出発日の属する月の市の自動車燃料契約単価に乗じて算出した額とする。出発地は自家用車を提供する者の自宅または伊賀市役所本庁とする。ただし、電気自動車の場合は支出できない。

有料道路通行料金

領収書を添付すること。E T Cを利用する場合は、利用区間と金額が明示されている高速道路会社等が発行する利用証明書を添付すること。

駐車料金

領収書を添付すること。

② 年度末の視察

年度末の視察は、政務活動費が余ったから視察しているとの誤解を住民に与えかねない。また、緊急事態等が発生し調査が必要な場合等の正当な理由がない限り、その成果を議会審議に生かすことが困難なことから避けることが望ましい。

③ 公務との重複

法第100条第13項に基づく議員派遣や法第109条等に基づく委員派遣による公務視察の間に政務活動を行い、その経費を政務活動費から支出することも想定されるが、議会活動と政務活動が重複することによる経費の区分に問題が生じることが考えられるため、明確に区分できない限り支出をすることは実務上困難であると解する。

④ 省庁への調査

市政に関する調査研究のために議員個人で省庁へ行くについては、内容や目的がはっきりしていて、面会者が確定しているかの確認がとれ、議長の決裁後、必要かつ合理的なものでなければならない。

要望や陳情については、支出できる経費の範囲に含まれていないため支出できない。

⑤ 委託業務

委託業務の名称、目的、調査事項、契約期間、委託料、委託先、成果品の納入方法等を記載した業務委託契約書を作成する。調査で得た成果品を収支報告書に添付する。

(2) 研修費

研修会後の懇親会だけに参加する場合は、私的な要素と区別がつかなくなることや誤解を招くこと等から支出は認めない。研修会終了後は研修の資料を添付し、研修の成果を記入した「伊賀市議会研究研修報告書」(別紙3)を1ヶ月以内に議長に提出する。

(3) 広報費

一般質問の答弁のみを記載し市民に配布するための印刷経費を支出することは、個人の議員活動の広報活動とみなされることから、注意を要する。一般質問を行うに当たって、その基礎として政務活動により、住民の意見を議会活動に反映させた上で行っている等政務活動に関連する旨を立証する必要がある(H16.4.14 東京高裁)。また、政党名を記載しての印刷経費には支出できない。

印刷代を政務活動費で充当する場合は、調査研究活動に必要な印刷物であるかを説明できるよう、領収書に印刷物も添付することが望ましい。

(4) 資料作成費

インターネット利用料については、インターネット利用料のみを使用頻度に応じて按分し請求することができる。ただし、パソコンとタブレット端末の両方を計上することはできない。

また、インターネット利用料の経費について認められる割合の判例は分かれる。(P4 按分の指針参照)

(5) 資料購入費

書籍の購入については、書籍名・単価がわかる領収書またはレシート等を添付すること。書籍名の記載がない場合は、書籍表紙の写しを添付すること。

(6) 事務所費

① 備品の所有権

議員が市政に関する調査研究のために必要な備品は、議員が辞職又は任期が満了した時、残存価値があれば返還するのが適当であると解されている。減価償却等の処理を税理士等に委託する金額を考慮すると、この処理を行うべきか考える必要がある。なお、残存価値のある備品を議会事務局等へ寄付することは、公職選挙法第 199 条の 2 に抵触する可能性がある。

このような事情から、特に資産価値が高いものは所有権が生じないリースにより処理することが望ましい。

② 備品購入及びリースの按分

備品を購入又はリースするに当たり、その経費について認められる割合の判例は分かれる。(P4 按分の指針参照)

<参考>

減価償却資産の耐用年数表

品目	耐用年数
パソコン (※パソコン周辺機器類を含む)	4 年
デジタルカメラ	5 年
コピー機、印刷機	5 年
F A X	5 年
ボイスレコーダー	5 年

※減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (別表第 1 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表) より抜粋

<購入の場合の計上方法>

- ・耐用年数を議員残任期で月数按分し、かつ政務活動での使用頻度により按分する。
- ・政務活動費への計上月数未満で議員を辞する場合又は、当該備品を処分する場合は、政務活動費計上額のうち残月数相当額を返還することとする。ただし、購入月、辞職月又は処分月は使用していたものとみなす。

(例) 任 期	H29. 4~H33. 3
購入時期	H30. 8
議員の残任期	32 ヶ月 (H30. 8~H33. 3)
購入金額	100,000 円
耐用年数	5 年 (60 ヶ月)
政務活動での使用頻度	1/4 の場合

H30 年度政務活動費計上額

100,000 円×32 ヶ月／60 ヶ月≒53,333 円（小数点以下切捨）

53,333 円×1/4≒13,333 円 ……計上額

H32.10 議員辞職した場合

13,333 円×5 ヶ月／32 ヶ月≒2,083 円 ……返還額

・備品を購入していた議員が改選により再選した場合、その備品の耐用年数の残存期間があったとしても、残存期間分の経費を計上することはできない。

使用頻度や判例を考慮して適切な按分を行うこと。

(7) その他

ポイントカードやクレジットカードは、経済的付加価値が個人に転化される決裁方法なので、使用はなるべく控えること。

第3章 収支報告等

政務活動費の収支報告書及び領収書等の証拠書類は、議長に提出が義務付けられている（条例第6条）。

1 収支報告書の提出

収支報告書は、行政視察報告書、研究研修報告書、政務活動費明細書及び領収書等を添えて議長に提出しなければならない。

なお、政務活動費の交付を受けた議員が死亡した場合にあっては、その相続人が行う（条例第6条）。

また、条例第6条の規定により提出した収支報告書等を訂正しようとするときは、議長に「政務活動費収支報告書（訂正報告）」（規則「様式第4号」）を提出しなければならない。

2 透明性の確保

(1) 長の調査

議長は、政務活動費の適正な運営を期するため、これらが提出された場合は必要に応じ調査を行うものとする（条例第9条）。

(2) 収支報告書等の閲覧

政務活動費の使途の透明性を図るため、平成28年度以降に交付された政務活動費については、議長に提出された収支報告書や領収書等の写しを、市情

報公開条例に基づく手続きを経ることなく、議会図書室において自由に閲覧できる（条例第8条）。

また、平成29年度以降に交付された政務活動費については、議長に提出された収支報告書や領収書等の写しを、伊賀市議会ホームページ上で公開するものとする。

【対象となる文書】

収支報告書、行政視察報告書、研究研修報告書、政務活動費明細書、領収書等、その他使途に関する資料

第4章 税法上の取り扱い

議員個人に交付される政務活動費は、所得税法上の「雑所得」として扱われたとしても、政務活動費の交付制度上、政務活動費に残余が生じた場合は、これを返還することとなっており、結果的に収入と支出が同額となるため、課税所得は生じないこととなる。

一方で、税務署は税務調査権を有しており、税務調査があった場合には、適切に対応するためにも、帳簿をはじめ関係書類や支出に関する証拠書類を適正に整理保存しておく必要がある。

関係資料

○地方自治法

第100条

- ⑭ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。
- ⑮ 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。
- ⑯ 議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

○伊賀市議会政務活動費の交付に関する条例

平成16年11月 1 日条例第 5 号

改正

平成19年 2 月28日条例第 2 号

平成20年 9 月29日条例第48号

平成25年 2 月26日条例第 1 号

平成28年 3 月28日条例第24号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、伊賀市議会議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として政務活動費を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象及び交付申請)

第 2 条 市長は、議員に対し、その申請に基づき政務活動費を交付する。

(交付額及び交付の方法)

第 3 条 政務活動費は、各月 1 日（以下「基準日」という。）に在職する議員に、月額 20,000円を 4 月 1 日から 9 月末日まで及び10月 1 日から翌年の 3 月末日までの各区分による期間（以下「半期」という。）ごとにこれを交付する。

2 政務活動費は、各半期における最初の月に、当該半期に属する月数分についてこれを交付する。ただし、半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

3 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員の職を失ったときは、当月分の政務活動費を交付しない。

4 一半期の途中において新たに議員となった者に対しては、議員となった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費を交付する。

(議員の職を失った場合の政務活動費の返還)

第 4 条 政務活動費の交付を受けた議員が、半期の途中において議員の職を失ったときは、当該議員（議員が死亡した場合にあっては、その相続人）は、議員の職を失った日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費

を返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第5条 政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対し交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(収支報告書の提出)

第6条 政務活動費の交付を受けた議員（当該議員が死亡した場合にあっては、その相続人）は、様式第1号及び様式第2号により、領収書又はこれに準ずる書類を添付して当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、議長に提出しなければならない。

2 前項の収支報告書は、政務活動費の交付を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた議員が、議員の職を失ったときは、当該議員（議員が死亡した場合にあっては、その相続人）は、前項の規定にかかわらず、議員の職を失った日から30日以内に収支報告書を提出しなければならない。

(政務活動費の返還)

第7条 市長は、政務活動費の交付を受けた議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員がその年度において第5条の規定に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合は、当該議員（議員が死亡した場合にあっては、その相続人）に、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を求めらるものとする。

2 市長は、議員が第5条の規定に違反した場合は、既に交付した政務活動費の全部又は一部の返還を求めることができる。

(収支報告書の保存及び閲覧)

第8条 議長は、第6条の規定により提出された収支報告書を、当該政務活動費の交付を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日まで保

存しなければならない。

- 2 何人も、収支報告書の写しを閲覧することができる。
- 3 前項の規定による閲覧は、収支報告書の提出期限の日から起算して45日を経過する日の翌日からすることができる。
- 4 議長は、収支報告書に記載されている情報のうち、伊賀市情報公開条例（平成16年伊賀市条例第15号）第7条各号の非公開情報を除き、閲覧に供するものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、収支報告書の保存及び閲覧に関し必要な事項は、議長が別に定める。

（透明性の確保）

第9条 議長は、第6条の規定により提出された収支報告書について、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成19年2月28日条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の伊賀市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成20年9月29日条例第48号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の伊賀市議会政務調査費の交付に関する条例の規定は、平成20年9月1日から適用する。

附 則（平成25年2月26日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の伊賀市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月28日条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第8条第2項から第5項までの規定は、平成28年度以後の政務活動費について適用し、平成27年度分までの政務活動費又は政務調査費については、なお従前の例による。

別表 (第5条関係)

支出できる経費

項 目	内 容
調査研究費	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研 修 費	議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広 報 費	議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広 聴 費	議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
会 議 費	議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人 件 費	議員が行う活動を補助する者を雇用する経費
事務所費	議員が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費

平成 年 月 日

伊賀市議会議長

様

議員名

印

年度政務活動費収支報告について

伊賀市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項に基づき、別紙のとおり 年
度政務活動費収支報告書を提出します。

年度政務活動費収支報告書

議員名

1 収 入

政務活動費 _____ 円

2 支 出

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
人 件 費		
事 務 所 費		
合 計		

3 残 額

円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

○伊賀市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成 16 年 11 月 1 日規則第 2 号

改正

平成 18 年 8 月 2 日規則第 69 号

平成 19 年 2 月 28 日規則第 10 号

平成 25 年 2 月 27 日規則第 6 号

平成 29 年 3 月 16 日規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊賀市議会政務活動費の交付に関する条例（平成16年伊賀市条例第 5 号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第 2 条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、毎年度 4 月 5 日（その日が市の休日に当たるときは、当該休日の翌日）までに議長を経由して市長に、政務活動費交付申請書（様式第 1 号）を提出しなければならない。

2 新たに議員となった者は、議員となった日の属する月の翌月（その日が基準日に当たるときは、当月）の 5 日（その日が市の休日に当たるときは、当該休日の翌日）までに議長を経由して市長に、政務活動費交付申請書を提出しなければならない。

(交付決定)

第 3 条 市長は、毎年度、前条の規定により申請のあった議員について、交付すべき年間分の政務活動費の額を速やかに決定し、政務活動費交付決定通知書（様式第 2 号）により当該議員に通知するものとする。

(交付請求)

第 4 条 議員は、政務活動費の交付月の 20 日（その日が市の休日に当たるときは、当該休日の翌日）までに、市長に対し政務活動費交付請求書（様式第 3 号）を提出するものとする。

(収支報告書の写しの送付)

第 5 条 議長は、条例第 6 条第 1 項の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付しなければならない。

(収支報告書の訂正)

第6条 議員は、条例第6条第1項の規定により提出した収支報告書を訂正しようとするときは、議長に政務活動費収支報告書(訂正報告)(様式第4号)を提出するものとする。ただし、金額の訂正の場合は減額に限る。

2 第5条の規定は、前項の規定による収支報告書の訂正の場合について準用する。

(会計帳簿等の整理保管)

第7条 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製し、これを当該政務活動費の交付のあった日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

附 則

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則 (平成18年8月2日規則第69号)

この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年2月28日規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、この規則による改正前の伊賀市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の規定により交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年2月27日規則第6号)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、この規則による改正前の伊賀市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の規定により提出された政務調査費交付申請書、政務調査費交付決定通知書及び政務調査費交付請求書は、この規則による改正後の伊賀市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定により提出された政務活動費交付申請書、政務活動費交付決定通知書及び政務活動費交付請求書とみなす。

附 則（平成29年 3 月16日規則第 1 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

様式第 2 号（第 3 条関係）

様式第 3 号（第 4 条関係）

様式第 4 号（第 6 条関係）

年 月 日

伊賀市長 様

(伊賀市議会議長経由)

伊賀市議会議員

氏 名 ④

政 務 活 動 費 交 付 申 請 書

伊賀市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第1項及び第2項の規定により、
年度分政務活動費の交付を次のとおり申請します。

記

交付申請額 円 (円× ヶ月)

第 号
年 月 日

伊賀市議会議員

氏 名 様

伊賀市長 印

政 務 活 動 費 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日付けで申請のありました 年度分政務活動費の交付については、次のとおり決定しましたので伊賀市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条第1項の規定により通知します。

記

- 1 交付額（年額） 円
- 2 交付の条件 上記金額を上半期、下半期に分けて交付する。

年 月 日

伊賀市長 様

伊賀市議会議員

氏 名 ①

政 務 活 動 費 交 付 請 求 書

伊賀市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第4条第1項の規定により、
年度 半期分政務活動費の交付を次のとおり請求します。

記

1 請 求 額 円

(内訳) 円× 月

2 振込依頼先

振込先		
預金種別	普通	口座番号
口座名義人		

年 月 日

伊賀市議会議長 様

議員名

印

年度政務活動費収支報告書（訂正報告）

伊賀市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項の規定により、年 月 日
 付けで提出した 年度政務活動費収支報告書等について、下記のとおり訂正します。

1 収 入 政務活動費 _____円

2 支 出 (単位：円)

項 目	当初報告額	訂正後の金額	差引額
調査研究費			
研 修 費			
広 報 費			
広 聴 費			
会 議 費			
資料作成費			
資料購入費			
人 件 費			
事務所費			
合 計			

3 訂正により生じた新たな残額 _____円

4 訂正した内容

(添付書類) 支出内訳明細書、訂正にかかる部分の領収書等を提出すること。

視察日程調整済報告書			
視察連絡調整議員 様		議会事務局	
会 派 名			
参 加 者			
連絡調整役名	議員		
日 程	月 日 () ~ 月 日 ()		
詳 細	①	月 日 時~ 時間程度	
		市役所	担当者(議会事務局) 様
		住所	
		電話	
		について	
		.	
	②	月 日 時~ 時間程度	
		市役所	担当者(議会事務局) 様
		住所	
		電話	
		について	
		.	
	③	月 日 時~ 時間程度	
		市役所	担当者(議会事務局) 様
		住所	
		電話	
		について	
		.	
政務活動費 支出上限額	円		
備 考	手土産:		

伊賀市議会行政視察報告書				
伊賀市議会議長 様			報告者	議員名
参加者名				
①	視察日時	月 日 時 分	視察先	
	視察事項			
②	視察日時	月 日 時 分	視察先	
	視察事項			
③	視察日時	月 日 時 分	視察先	
	視察事項			
【視察の成果】				
費用	旅費：	円	研修参加費：	円 合計： 円

伊賀市議会政務活動費明細書				
伊賀市議会議長 様		報告者 議員名		
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">支出項目</div> 調査研究費・研修費・広報費・広聴費・会議費・資料作成費・資料購入費 人件費・事務所費 (該当項目に○をつけて下さい)				
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">内 容</div>				
日付	明細	領収書等の 金額 (円)	按分率	金額 (円)
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				
計				円

領収書等添付用紙	議員名	
調査研究費・研修費・広報費・広聴費・会議費・資料作成費・資料購入費 人件費・事務所費 (該当項目に○をつけてください。)		
<p data-bbox="272 562 576 611">項目ごとに領収書添付</p> <ul data-bbox="316 667 1310 891" style="list-style-type: none">・領収書等は情報公開に備えて、重ならないように添付すること。・両面になっているものは、全面に糊付けせずに裏面が確認できるように添付すること。・A4以上の大きさに貼り付けるのが適当でないものはそのまま添付すること。・足りない場合は、裏面を利用せずに新しい用紙へ添付すること。		

年 月 日

伊賀市議会議長 様

議員名

(自家用車提供者)

政務活動費自家用車使用届 (車賃計算書)

下記のとおり、調査研究等のため自家用車を使用しますので届け出ます。

調査年月日	年 月 日 ~ 年 月 日		
目的地 (調査研究等場所)			
調査研究等の内容			
自家用車使用経路	出発地		
	到着地		
自家用車を使用する理由			
同乗者			
自家用車の車種	高速・有料 道路利用	有・無	
型式	有料駐車場 利用	有・無	

以下、事務局記入欄

自家用車使用経路 (出発地～到着地)	走行距離 (km)	燃費値 (km/L)	自動車燃料 単価 (円)	ガソリン代 (円)
	A	B	C	$A \div B \times C$
～				
～				
～				
合 計				円

(算出根拠) ※走行距離は、ルート検索ソフト等の地図上で計測する。(km 未満は切り捨て)

※燃費値は、国土交通省が公開する「自動車の燃費性能に関する公表」による。

※自動車燃料単価は、出発日の属する月の市の契約単価による。